

営業秘密の秘密管理性要件

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 深井 俊至

1 営業秘密の保護

不正競争防止法2条6項は、「営業秘密」を以下のとおり定義している。

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

情報が「営業秘密」として不正競争防止法下で保護の対象となるためには、①情報が秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）、③情報が公然と知られていないこと（非公知性）という三つの要件を満たすことが必要である。この三つを要件とする営業秘密の定義自体は、営業秘密に関する不正競争が追加された平成2（1990）年不正競争防止法改正当時（平成3（1991）年6月15日施行）から現在に至るまで変更はない。

営業秘密の侵害に対しては、営業上の利益を害された者から侵害者に対する民事上の措置として、差止請求権（不正競争防止法3条）、損害賠償請求権（不正競争防止法4条、民法709条）及び信用回復措置請求権（不正競争防止法14条）が設けられている。

また、刑事罰として、営業秘密侵害罪が設けられている（不正競争防止法21条、22条）。

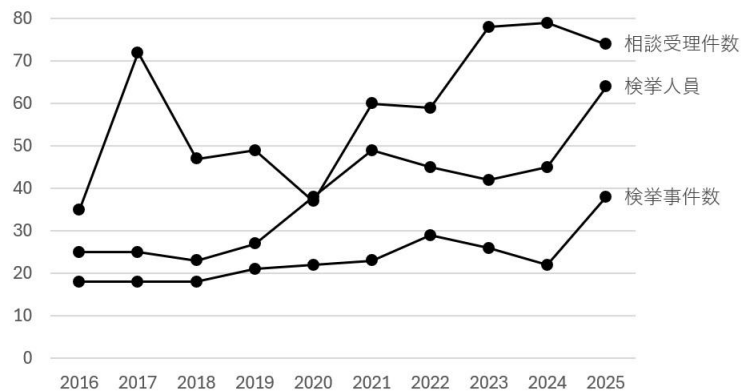
名古屋地裁令和4年3月18日判決（平成29年（わ）第427号不正競争防止法違反被告事件）は、営業秘密該当性の刑事上の要件と民事上の要件について、以下のとおり判示している。

「企業が保有する営業秘密の経済活動における重要性は、今日一層高まっており、営業秘密侵害行為により、企業の競争力が損なわれることはあつてはならず、刑事的保護の必要性も高い。また、刑事上の措置においても、営業秘密該当性の要件は、不正競争防止法の平成15年改正の経緯等に照らしても、民事上の要件と同じものと解されるべきである。」

2 営業秘密侵害事案の近年の増加

営業秘密侵害事犯の検挙事件数、検挙人員及び相談受理件数は、近年、次のとおり増加傾向にある。

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
検挙事件数	18	18	18	21	22	23	29	26	22	38
検挙人員	25	25	23	27	38	49	45	42	45	64
相談受理件数	35	72	47	49	37	60	59	78	79	74



(警察庁生活安全局生活経済対策管理官 令和3年3月「令和2年における生活経済事犯の検挙状況等について」19頁・32頁、令和8年3月「令和7年における生活経済事犯の検挙状況等について」18頁・31頁記載のデータに基づく。)

営業秘密侵害事案の多くは、従業員又は役員が企業から退職する際に営業秘密を持ち出し、転職先企業でこれを使用したという類型である。近年の営業秘密侵害事犯の増加は、企業間の人材の流動化と共に、在宅勤務の普及も一因として営業秘密の不正持ち出しの機会が増加したことが原因として考えられる。令和7年3月31日改訂の経済産業省「営業秘密管理指針」2頁に次のとおり記載されている。

「従来、労働の場は企業の施設内に限られることが多かったものの、昨今の情勢を反映して、多くの企業でテレワーク勤務が実施されるに至るなど、企業の施設外における労働の機会が増え、これに伴い、自宅等において営業秘密に触れる機会が増えている。また、企業内の従業員だけでなく、企業と派遣元との契約に基づいて派遣されてくる派遣労働者が、営業秘密に接する機会も増えている。さらに、労働形態の多様化の流れの中で兼業・副業の動きも見られ、兼業先・副業先の営業秘密に接する機会が生じている。」

3 情報の秘密管理性

営業秘密侵害事案において、営業秘密の三要件の中で、秘密管理性が争いの対象となることが最も多い。

情報の財産性の要件としては、有用性と非公知性が認められれば十分であるようにも思えるが、秘密管理性も要件とした理由として、立法当時、以下のように説明されていた¹。

「そもそも営業秘密は、情報という無形なものであり、動産のように占有によって保有者を明らかにすることができず、また、秘密であるところに価値が存在するために不動産や特許権等のように公示になじむものではない。また、その保有形態も様々であるため、営業秘密として保護される情報は、それがどの保有者の営業秘密であるのかがわかるようになっていることを要件としなければ、当該営業秘密の取得、使用又は開示を行おうとする者にとって、当該行為の対象である情報が営業秘密である（したがって、これに対する不正な行為は差止めの対象となり得る）ことを容易に知り得ず、自らの行為が差止めの対象となり得るか否かについての予見可能性が損

1 『営業秘密－逐条解説 改正不正競争防止法』（通商産業省知的財産政策室監修、1990年12月20日発行）54頁